

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和4年9月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	38 トン	73 トン
		110 トン	38 トン	72 トン
3	クリーム	53 トン	43 トン	10 トン
		43 トン	41 トン	2 トン
4	粉乳類	39,597 トン	8,569 トン	31,028 トン
		32,077 トン	7,573 トン	24,504 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	423 トン	2,117 トン
		2,537 トン	423 トン	2,114 トン
6	加糖れん乳	354 トン	14 トン	340 トン
		254 トン	14 トン	240 トン
7	ヨーグルト	13 トン	8 トン	5 トン
		13 トン	8 トン	5 トン
8	バターミルク	17 トン	9 トン	8 トン
		17 トン	9 トン	8 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	24,913 トン	28,011 トン
		39,833 トン	20,944 トン	18,889 トン
10	その他の乳製品	12,655 トン	2,790 トン	9,865 トン
		9,733 トン	1,750 トン	7,983 トン
11	バター	22,803 トン	4,641 トン	18,162 トン
		19,998 トン	4,387 トン	15,611 トン
12	豆類	80,402 トン	45,974 トン	34,428 トン
		32,815 トン	23,014 トン	9,801 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	2,451,567 トン	3,096,145 トン
		4,396,456 トン	2,262,714 トン	2,133,742 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	623,642 トン	603,454 トン
		226,552 トン	111,582 トン	114,970 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	326,708 トン	380,259 トン
		706,467 トン	326,708 トン	379,759 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	1,374 トン	2,388 トン
		3,603 トン	1,230 トン	2,373 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	6,727 トン	3,781 トン
		8,752 トン	6,619 トン	2,133 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	74,340 トン	90,006 トン
		163,917 トン	74,340 トン	89,577 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	8,712 トン	10,694 トン
		19,406 トン	8,712 トン	10,694 トン
19	その他のでん粉	1,496 トン	850 トン	646 トン
		1,308 トン	850 トン	458 トン
20	イヌリン	2,774 トン	1,114 トン	1,660 トン
		72 トン	23 トン	49 トン
21	落花生	33,564 トン	18,786 トン	14,778 トン
		20,641 トン	9,453 トン	11,188 トン
22	こんにゃく芋	156 トン	144 トン	12 トン
		156 トン	144 トン	12 トン
23	ミルク調製品	10,039 トン	2,190 トン	7,849 トン
		4,879 トン	420 トン	4,459 トン
24	でん粉調製品	287 トン	196 トン	91 トン
		287 トン	196 トン	91 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970 トン	1,255 トン	3,715 トン
		2,580 トン	574 トン	2,006 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	5,505 トン	13,488 トン
		2,415 トン	881 トン	1,534 トン
28	繭	4.5 トン	0.5 トン	4.0 トン
		4.5 トン	0.5 トン	4.0 トン
29	生糸	260 トン	110 トン	150 トン
		260 トン	110 トン	150 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。